

2026(令和8)年度

小論文

10:00～11:30

教養学部

比較文化学科

学校推薦型選抜(一般)

注意事項

1. 合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 合図があつたら、最初に受験番号を小論文解答用紙右上の指定欄に記入しなさい。
3. この冊子・解答用紙について印刷不鮮明、汚れの箇所を見いだした場合は、すみやかに申し出なさい。
4. 解答用紙は2枚配付しますが、1枚だけ提出しなさい。残りの1枚は下書き用です。
5. 解答は縦書きで書きなさい。
6. この冊子と下書きに用いた解答用紙は、持ち帰ってください。

以下の課題文を読んで、設問に答えなさい。

【課題文】

「アファーマティブ・アクション」という言葉は、日本でもカタカナ語として定着した感がある。もとの英語を直訳すれば「積極的な措置」となるであろうが、日本のメディアでは、言葉を補って「積極的差別是正措置」という日本語訳が当てられ、そこに簡単な説明が加えられることが多い。

たとえば、二〇二三年六月にアメリカ連邦最高裁が大学入試でのアファーマティブ・アクションを違憲と判断したことを伝える『読売新聞』の記事(二〇二三年六月三〇日付)では、「教育や雇用の機会の不平等を是正するため、就職や大学入学の際に黒人やヒスパニックといった人種の少数派や女性らを優遇する措置」と説明した。また、六月二十九日配信の『朝日新聞』デジタルの記事では、裁判では「入学者選抜で人種を考慮すること」の是非が検討されたと伝えている。NHKが配信した国際ニュース記事(六月三〇日付)では、アファーマティブ・アクションを「不平等な待遇を受けてきた黒人など少数派の人びとに教育や雇用などの機会を積極的に与えるもの」と説明している。日本メディアは、積極的差別是正措置という表現は共有しつつも、その具体的な説明としては「優遇措置」、「人種を考慮すること」、「機会を与えるもの」など、多少の幅があるようだ。

アファーマティブ・アクションは、日本の教科書でも取り上げられている。二〇二二年度から新たに高等学校教育に導入された社会科科目「公共」の教科書の一つでは、「貧富の差などを解消すべく国が介入して平等を実現する」ための、「マイノリティを優遇する」措置の一つとして説明されている。この教科書では、その例として、「女性議員の枠をあらかじめ確保するクォータ制」を挙げ、「肯定的な意見」と「否定的な意見」の両方をディベート形式で取り上げている(『公共』帝国書院、二〇二三年)。高校教科書では、日本国内の関心を反映して、政治におけるジェンダー・クォータや大学入試における「女子枠」が取り上げられているが、アメリカのアファーマティブ・アクションについての解説も含まれている。ある教科書では、過去には「女性や黒人の大学受験者に対して、優遇枠を設けたり、結果に加点する」例があったが、「近年は下火になりつつある」と指摘されている(『公共』教育図書、二〇

二三年)。

「公共」教科書でデイベート形式の題材として取り上げられているように、アファーマティブ・アクションへの関心は、もっぱら取り組みの賛否に集中する傾向がある。アファーマティブ・アクションの賛成論、反対論それぞれに正当とされる根拠があり、その賛否を考えることで背景にある社会観や権利観、そして人間観の違いを考えることができるのが、その理由だろう。

雇用・昇進や大学入学者選抜の際に人種やジェンダーを判断材料とすることの是非、不平等の是非に国家が「積極的に」介入することの是非、差別や不平等を是正するという名目で白人や男性などの多数派がその属性によって「逆差別」されることの是非など、アファーマティブ・アクションについて論じることは、現代社会を成り立たせる道徳的規準を問うことに結びつく。アメリカの政治哲学者マイケル・サンデルも、ハーバード大学での講義を収録してベストセラーとなった著書『これからの「正義」の話をしよう』(二〇〇九年)で、正義、平等、公平性などのあり方をめぐる素材として、アファーマティブ・アクションの是非論を取り上げている。

ただし、アファーマティブ・アクションは単なる思考実験やデイベートのための題材であるだけではない。それは、一九六〇年代の公民権運動後のアメリカ合衆国で導入され、半世紀以上にわたって継続してきた実際の政策でもある。それは、賛否両論を巻き込んだ論争を引き起こし、現代アメリカ政治では、リベラル派と保守派の対立をもたらすテーマの一つに挙げられている。二〇二三年にピュー・リサーチセンターが行った世論調査では、大学の入学者選抜の際に人種を考慮することに反対した人は、共和党支持者では七四%を占めたのに対し、民主党支持者では二九%にとどまった。このように、アファーマティブ・アクション論争は、現実の政治対立と結びつき、現代アメリカ社会における人種問題のあり方を左右してきた。

〔中略〕

アファーマティブ・アクションによって是正されるべきとされた差別、とくに人種差別とはいかなるものだろうか。この点について議論するためには、まず人種と人種主義が、今日どのように理解されているかを知る必要がある。

人種(Race)は、一般的には肌の色、髪の毛、目の色などの身体的な特徴にもとづいた人間の分類と考えられている。しかし、今

日の科学的知見によれば、それらの特徴は、集団としての知性や身体能力などの優劣とは無関係である。「白人」や「黒人」といっても、肌の色や身体的特徴には広範なグラデーションがあり、そこに人種的差異を決定する明確な境界線があるわけではない。特定の人びとを人種集団と見なす方法は、時代や政治的・社会的・文化的文脈によって変化しており、アメリカ合衆国センサス(国勢調査)でも、時代ごとに異なった人種カテゴリーが採用されてきた。人種は、人間の優劣を決定する本質的・生物学的な差異として存在しているのではなく、それぞれの社会的な関心や状況にあわせて構築されたものである。このような理論的立場は、社会構築主義と呼ばれ、現代の人文社会科学における人種研究の基本的視座となっている。

このような視座から考えれば、人種主義(racism)とは、特定の身体的特徴を持つ人びとを人種としてカテゴリー化し、その分類に応じた、社会の資源を不均等に配分する社会体制と考えることができる。人種主義は、人種を作り上げ、その人種にもとづいた不平等を制度化する社会の「しくみ」そのものなのだ。

人種主義という「しくみ」はどのように作られているのだろうか。先述したように、人種という属性にもとづく優劣に、科学的根拠はない。しかし、さまざまな社会制度のもとで、特定の身体的特徴に意味(「野蛮」「怠惰」など)が付与され、暴力の行使、搾取、不平等が正当化されてきた。

たとえば、一五世紀末のアメリカ新大陸発見以来、ヨーロッパ出身の植民者たちは、先住民の住んでいた土地を暴力的に奪い取って、植民地を建設した。その際、先住民は土地を十分に活用する能力を持たない「野蛮」「未開」の存在と見なされ、土地の正当な「所有者」と認められなかった。また、黒人奴隷を「心身両面で白人に劣った存在」と見なすことで、奴隷制のもとでの徹底的な搾取が正当化されてきた。ヨーロッパ植民地主義や奴隷制度のもとでの資本主義経済の形成と、人種という概念の登場の重なりは決して偶然ではない。特定の特徴によって人びとを分類し、分類された人種集団のあいだの支配・搾取・不平等を正当化する偏見や差別的言説が、人種主義的な社会を支えている。

そして、人種主義は、近代市民社会と併存してきた。「すべての人間は平等に作られている」とうたった独立宣言による建国後、合衆国憲法が制定されても奴隷制は維持された。それどころか、下院議員や税の配分のための州人口算出の際に「自由人以外の人

数」を実数の「五分の三」で計算すると憲法に規定されたように、合衆国建国は奴隷制の存在を前提としていた。一八六五年に奴隷制が廃止され、一八六八年に「法の下の平等」を保障する憲法修正一四条が制定されたことで、元奴隷もアメリカ市民として十全な権利を保障されるはずであった。しかし、南部では、「分離すれども平等」という原則のもと、ジム・クロウ制度と呼ばれる公共施設や学校などで黒人と白人を隔離する制度が維持されてきた。黒人市民の多くは、隔離された学校で十分な教育機会を与えられな
いまま、底辺の労働力を供給し続けた。

このように、奴隷制や人種隔離制度のもとで、アメリカ社会には著しい人種不平等が作られてきた。ジム・クロウ制度が定着した南部から、第一次世界大戦期の労働力不足を背景に北部の大都市へと移住した黒人も、人種主義から自由にはなれなかった。住宅の売買・賃貸を特定の人種に対して制限したり、住宅ローンの貸し付けや融資から除外したりするなどのさまざまな規制によって、黒人移住者は大都市中心部の生活環境が劣悪なゲットーと呼ばれる地域に集中した。シカゴやニューヨークなど大都市もまた、人種による不平等を組み込みながら成長していた。

奴隷制もジム・クロウ制度も大都市の居住隔離も、アメリカ人種主義の多様な様式の一つであった。このような体制を支えていたのは、特定の人種集団を標的とした差別的な法制度と、日常的な暴力や偏見を組み込んだ文化や慣行であった。一九六〇年代までのアメリカでは、生活空間における隔離、人種間結婚の禁止、投票権の制限、新規移民の制限・停止などが、連邦や州の法制度によって規定されていた。そして、人種マイノリティが白人と対等な地位を求めることは白人優位の社会秩序への脅威と見なされ、マイノリティを標的としたリンチ(私刑)やクー・クラックス・クラン(KKK)のような白人優越主義団体による襲撃も許容されてきた。

このような人種主義体制に挑戦したのが公民権運動であった。とくに一九五〇年代にアメリカ南部の人種隔離制度の廃止を求めた黒人たちの運動は、差別や不平等の解消を求める全国的な運動へと発展した。その要求に応じて制定された一九六四年公民権法は、公共施設、教育、雇用における隔離や差別を禁止し、人種不平等を形づくってきた法的差別を違法化した。

ところが、一九六四年公民権法の成立後に表面化したのは、法的な差別や隔離の解消が、すぐに人種主義的な体制の解体に結び

つくわけではないという過酷な現実であった。あからさまな偏見や暴力に対する規制が広がり、黒人など人種マイノリティの権利擁護の枠組が確立されたにもかかわらず、人種間の不平等は容易には改善されなかった。そこで、それまでのジム・クロウ制度を中心とした体制に代わって、新たな人種主義のかたちがクローズアップされるようになった。それは、制度的人種主義 (institutional racism) と呼ばれた。

一九六四年公民権法の制定後、ジム・クロウ制度は解体され、人種平等に向けた大きな第一歩を踏み出したと考えられていた。しかしながら、その期待に反して、大都市部で黒人と警察との摩擦が大規模な住民反乱へと発展する事件が多発し、一九六五年八月にロサンゼルスワッツ地区で起きた騒擾事件では三四名が死亡した。各地で頻発する騒擾事件を調査するため、連邦政府は「市民的騒擾についての全米委員会(カーナー委員会)」を設置した。カーナー委員会は、住居差別などを背景に大都市中心部に形成された人種ゲットーでは、警察との摩擦、失業、不十分な住宅、貧弱な教育、地方政治の機能不全などが幾重にも重なりあっている現状を指摘した。

カーナー委員会が見出した課題を、ブラック・パワー運動の指導者ストークリー・カーマイケルと政治学者のチャールズ・V・ハミルトンは、制度的人種主義の問題であると論じた。二人の著書『ブラック・パワー』(一九六七年)のなかで、次のように述べている。

白人テロリストが黒人教会を爆破し、五人の黒人の子どもを殺したことは、個人的人種主義による行為といえる。この社会のほとんどの人びとは、この行為を遺憾に感じることだろう。しかし、同じアラバマ州バーミンガムの町で、毎年五〇〇人の黒人の赤ん坊が、適切な食事、シエルター、医療施設の欠如で死んでいる。さらに数千の人びとが、黒人コミュニティにおける貧困と差別ゆえに、身体的、精神的、知的に傷つけられている。これは、制度的人種主義が機能することで生じることだ。

ここで、カーマイケルとハミルトンは、「五人の子ども」を爆殺するという人種的憎悪にもとづく暴力だけでなく、「毎年五〇〇

人の子ども」を死にいたらしめる制度的な欠如や「数千の人びと」を苦しめる貧困と差別もまた、人種主義の問題であるとしている。二人が制度的人種主義という問題に見出したのは、センセーショナルな差別的暴力だけでなく、数百・数千の黒人の苦難に対して、一般の人びとが「その状況を知らないかのようにふるまう」ことを可能にしてしまう社会のあり方であった。

では、制度的人種主義はどのように黒人の生活を規定しているのだろうか。カーナー委員会報告にも見られるように、黒人を取り巻く状況には負の連鎖が存在してきた。黒人が多く住む地域では、教育・医療施設が整っておらず、雇用機会が欠如し、家族形成やその維持も難しい。それゆえ、「黒人であること」に自尊心を持つことができず、黒人コミュニティへの肯定的な帰属意識を持つことを難しくする。黒人のなかで成功者があらわれても、そのような人びとは人種的ゲッターからいち早く「脱出」してしまい、ゲッターの生活条件は改善されないままである。

このような負の連鎖の図式をいつそう強固にしているのが、明白に人種差別的とはいえない難いが、それでも人種マイノリティを不利な環境へと追い込むメカニズムである。それは、日常のあらゆる場面に存在している。たとえば、公立学校と私立学校のあいだには、教員編成や教育プログラムの差がある。大学入試は標準テストの成績を重視し、安定した仕事を得るためには学歴や職業経験が求められる。住宅の賃貸や購入には、十分な資金と安定した雇用が必要である。犯罪の取り締まりのために犯罪多発地域が重点的に捜査される。

いずれも、マイノリティを故意に排除するために作られた制度や慣行ではない。高価な学費に見合った教育環境とカリキュラムを用意すること、成績がよい人に高度な教育機会を与えること、高い学歴や専門的知識を持つ人を雇用すること、安定した仕事や所得がある人に住宅ローンを融資すること、犯罪率の高い地域を厳しく取り締まること。それぞれは人種とは関係ない「合理的な」基準にもとづいて設定されている。そして、この過程に関わっている教員、入試担当者、雇用者、不動産業者、金融業者、警察官らは、それぞれが置かれた制度的な文脈のなかで蓄積された慣行に従っているだけで、自身の判断がいかに人種集団間の格差を再生産しているかを意識することはほとんどない。この過程に関わるアクターは、みな人種不平等の「状況を知らないかのようにふるまう」ことが可能だ。

しかし、人種マイノリティの立場から見れば、これらの制度や基準は、自分たちが人種集団として排除される過程として経験される。人種マイノリティとして生きることは、歴史的に形づくられてきた不利を背負い、一つ一つの「合理的な」判断によって、不遇から抜け出す機会を失うことの連続である。マイノリティにとっては、このような負の連鎖は、個人の努力で乗り越えることが困難な「はじめから決まっていた」道であるかのように見える。

一九六四年公民権法以降の人種不平等を形づくっているのは、人種差別的な意図や偏見に関係なく、それぞれの制度的文脈における「合理的な」判断の蓄積が特定の人種マイノリティを不利へと追い込む構造である。公民権法によって形式的な平等が保障されたとしても、これらの不利は互いに結びつき、人種間の格差を固定化してきた。ブラック・パワー運動が制度的人種主義と呼んだものは、このような人種不平等を再生産する構造であった。

積極的差別是正措置としてのアフターマティブ・アクションが要請された背景には、このような制度的人種主義の発見があった。そこでは差別をめぐる考え方の転換が生じている。一九六四年公民権法以前の差別とは、おもにジム・クロー制度に代表されるような特定の人種集団の権利を制限する法的差別と、人種的な属性を理由として生じる個別の排除や暴力などのあからさまな差別的行為を指してきた。公民権法はこれらを違法化した^②が、人種マイノリティが直面する不平等を支えていたのは、このような明示的な差別だけでなく、差別的な意図をとまわなくとも人種マイノリティを不利な状況へと追い込む、暗示的かつ制度的な差別の構造であった。差別は、意図や行為の問題だけでなく、構造や制度の問題として、再定義されたのである。

制度的な差別の是正のためには、どのような取り組みが求められるのであろうか。まず、大きな問題は、個別の差別的言動や暴力とは異なり、この制度的な差別の構造が不可視であることだろう。一つ一つの場面では「合理的」とされる判断の積み重ねである以上、個々の場面で、差別的な意図や態度を見出すことは難しい。では、どうやって制度的な差別の存在を可視化するのか。

ここで、制度的人種主義という問題提起をしたカーマイケルらが、「五人の黒人の子ども」「五〇〇人の黒人の赤ん坊」数千人の人びと」と数値に言及したことを思い起こしてほしい。制度的人種主義は、個別の場面での意図や行為よりも、その蓄積の結果としての統計的な数値としてあらわれる。人種ごとの出産後の死亡率の相違、年間所得の格差、失業率や貧困率（生活困難な貧困状

態にある人の割合)、一人親家庭の割合、大学進学や学位取得を果たした者の割合などの数値を通して、人びとが制度的な差別によつて、いかに「身体的、精神的、知的に傷つけられている」かを知ることができる。

たとえば、合衆国センサス局の統計によれば、一九六七年の黒人世帯の所得中央値(もつとも高い所得の世帯から低い世帯までを並べて中間の位置にある世帯の所得)は白人世帯の五八%にとどまり、同年の貧困率は白人一%に対して黒人は三九・三%であった。黒人の貧困率は一九五九年の五五・一%からは大幅に改善していたが、それでも白人との格差は明らかである。この数値は、歴史的に蓄積してきた不平等の構造と公民権法以降にも継続した制度的人種主義によつてもたらされたものと考えられた。

〔中略〕

なぜ、アフアーマティブ・アクションという新しい実験的な取り組みが必要とされたのか。それは、奴隷制以来の歴史のなかで蓄積してきた人種不平等が、法的差別や差別的行為の違法化によつてもなお、改善されないことが明らかになったことによる。一九六四年公民権法以降、人種不平等を維持させる制度的人種主義への問題関心が高まり、そのメカニズムを解体するための積極的な介入が必要と考えられた。制度的人種主義がもたらす人種不平等という問題は、アフアーマティブ・アクションの是非を論じる際にもつねに立ちかえるべき、議論の出発点であった。

(出典：南川文里『アフアーマティブ・アクション——平等への切り札か、逆差別か』中央公論新社、二〇二四年より作成)

問一 傍線部①の「制度的人種主義」とは何か。二〇〇字程度でまとめなさい。

問二 日本社会における人種・民族・ジェンダー・経済状況・教育・地域・その他をめぐる差別について、傍線部②の筆者の指摘を踏まえつつ、あなたの考えを六〇〇字以内で述べなさい。